

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年5月28日

島根県知事 殿

提出者



住 所 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地

氏 名 大鉄工業株式会社 米子支店

支店長 野間 晴樹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-22-9115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	大鉄工業株式会社 米子支店
事 業 場 の 所 在 地	鳥取県米子市道笑町2丁目252番地
計 画 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	総合建設工事業
②事 業 の 規 模	3,000百万
③従 業 員 数	77人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（平成30年度）実績】		
①現状	(これまでに実施した取組)	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
		排 出 量	t	t
			(これまでに実施した取組)	
②計画	(今後実施する予定の取組)	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
		排 出 量	t	t

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）、木くず、金属くず、紙くずは分別している。 石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別、しかるべき保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ボード類についての分別処理を実施

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（平成30年度）実績】					
①現状	産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t		
	(これまでに実施した取組)				
・コピー用紙の裏面使用による コピー紙の再利用					
【目標】					
②計画	産業廃棄物の種類	—	—		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t		
	(今後実施する予定の取組)				
・上記内容の充実を図る。					

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（平成30年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・全委託処理の為、自社による中間処理施設の設置は困難			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

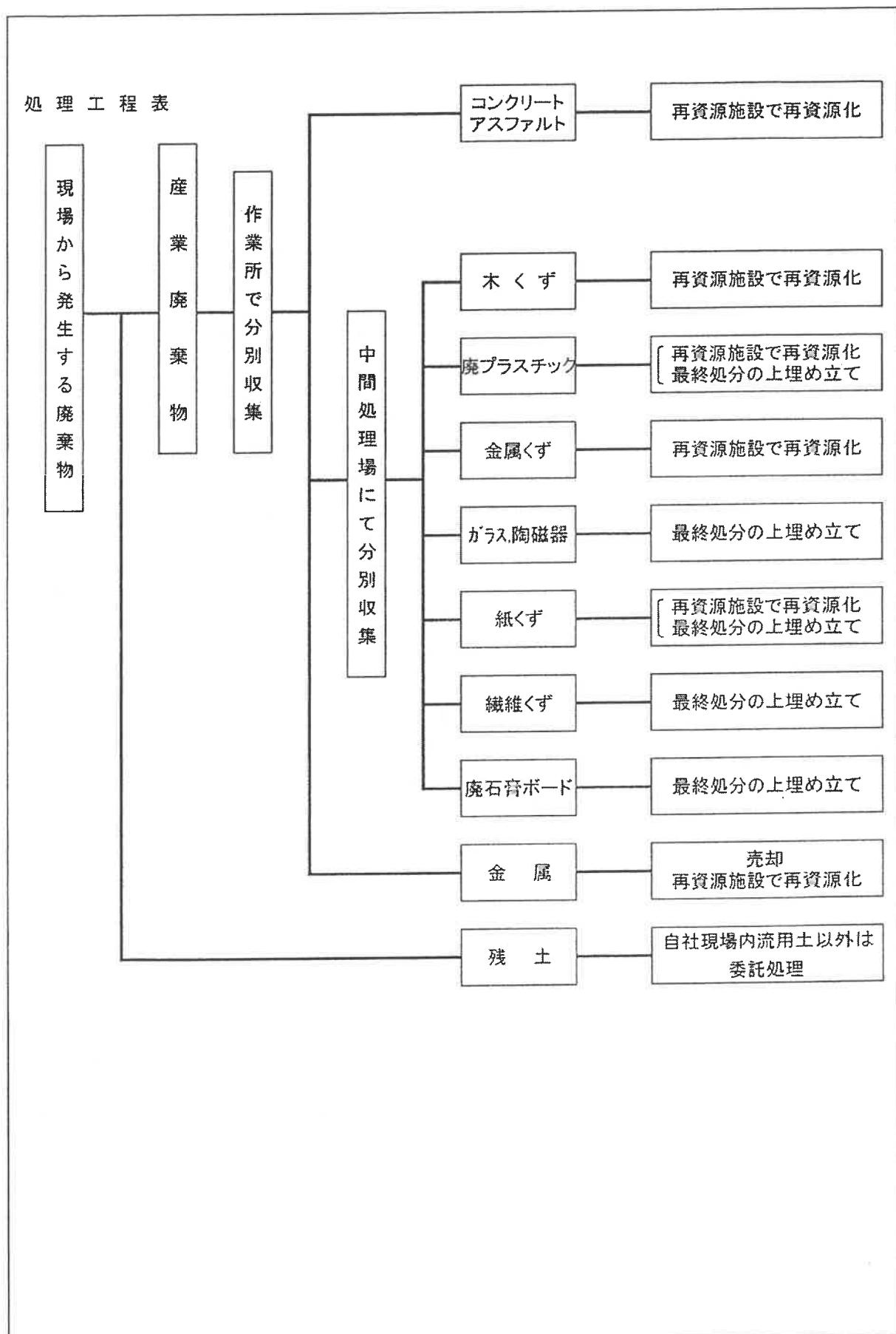
①現状	【前年度（平成30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・発生した産業廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、 関連する法令等を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。 ○委託基準に従って、産業廃棄物を処理できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ○電子マニフェスト対応可能な処理業者を選定し、電子マニフェストの導入促進を図っている。			

【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
②計画	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子マニフェストの利用率を上げるため 可能な限り電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。また、電子化への進めの処理業者への働きかけの実施。 ○再生利用が可能である廃棄物については、出来るだけ再生利用業者へ処理委託する。			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 別添1 処理工程図



## 別添2 管理体制図

### 廃棄物処理に関する管理体制

廃棄物処理統括責任者	所 属：米子支店 土木課 職名：副管理責任者
廃棄物処理担当課	組織名：線路課、土木課、建築課
役 割	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長一社店長 ・委員一関係課長、所長 ・事務局一副管理責任者
	○作業所の廃棄物処理責任者、協力会社の指導 ○産業廃棄物処理業者の選定確認 ○処理実績の集計・報告及び記録 ○年度計画の策定及び計画書の作成 ○社員、協力業者の教育、啓発 ○監督官庁への各種報告
	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と実績集計および改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○社員、関連業者の教育、啓発 ○その他関係する事項

### 廃棄物管理組織表

